

令和6年第1回宇佐市教育委員会会議録

令和6年1月19日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教 育 長 川島 数志
教育長職務代理者 古里 万里子
委 員 佐藤 修水
委 員 徳光 優子
委 員 小野 裕美子
- ・欠席委員 なし
- ・説明のため会議に出席した職員
教育次長兼教育総務課長 末宗 勇治
学校教育課長 三浦 圭二
社会教育課長 大野 勝教
図書館長 松壽 敬
学校給食課長 香下 秀美
- ・本会議の書記
教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

◎附議事項

- | | | |
|------|----------------------|---------|
| 議第1号 | 宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について | (教育総務課) |
| 議第2号 | 指定校変更について | (学校教育課) |
| 議第3号 | 区域外就学について | (学校教育課) |

【追加議案】

- | | | |
|--------|---|---------|
| 議第 4 号 | 指定校変更について | (学校教育課) |
| 議第 5 号 | 宇佐市立小・中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について | (学校教育課) |
| 議第 6 号 | 宇佐市立小・中学校医療的ケアに係る看護師設置要綱の制定について | (学校教育課) |
| 議第 7 号 | 令和 5 年度（令和 6 年度就学分）障がいをもつ児童生徒の就学の判定結果について | (学校教育課) |

◎報告事項

- (1) 2月の行事等の予定について (各課)

教 育 長	令和 6 年第 1 回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	（令和 5 年第 1 3 回の会議録を読み上げる）
教 育 長	令和 5 年第 1 3 回の会議録を各委員に諮り承認される。
教 育 長	議第 1 号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長	議第 1 号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、ご説明します。
	（詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第 1 号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱については承認とし、次に議第 2 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 2 号指定校変更について、ご説明します。なお登下校については保護者が責任を持ちます。
	（詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	監督者不在のため子どもが保護者の職場に帰るというケースは、職場の理解が得られているのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	職場からも身元引受承諾書を提出していただいております。
委 員	わかりました。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第 2 号指定校変更については承認とし、次に議第 3 号区域外就学について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 3 号区域外申請について、ご説明します。
	（詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	転居後の通学等はどうなるのですか。
学 校 教 育 課 長	転居後は親族の身元引受承諾書が提出されています。
教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	異議なし。
教 育 長	議第 3 号区域外就学については承認とし、次に追加議案議第 4 号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第 4 号指定校変更について、ご説明します。
	（詳細は議案に記載）
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	兄弟はいますか。
学 校 教 育 課 長	兄弟関係については聞いていません。

教 育 長	他に質問はありませんか。
委 員	全体的なことで、監督者不在の継続希望にあたって、毎年申請を出されていますが、子どもの成長や身元引受の状況等の変化はないのですか。
学 校 教 育 課 長	継続の申請も新規と同じように添付書類等すべて揃えていただいております、申請内容を確認していますが、変化はありません。
委 員	わかりました。
教 育 長	他に質問はありませんか。
教 育 長	議第4号は承認でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
教 育 長	追加議案議第4号指定校変更については承認とし、次に追加議案議第5号宇佐市立小・中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について、議第6号宇佐市立小・中学校医療的ケアに係る看護師設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第5号宇佐市立小・中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定についてと議第6号宇佐市立小・中学校医療的ケアに係る看護師設置要綱の制定については、関連がありますので一括してご説明します。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
委 員	この制度は非常に必要だと思う。保護者や関係者からの要望や問い合わせもあると思うが、周知方法はどうなっていますか。
学 校 教 育 課 長	対象者については、子育て支援課の5歳児健診や健康課等で情報共有しています。
委 員	こういう制度は非常にいいと思いますが、他の児童生徒が特別扱いされているのではないかなど子ども同士で問題がおこる不安もあります。制度導入後、進め方で勉強が必要だと思います。
教 育 長	関連がありますので特別支援教育推進委員会について、学校教育課長は説明をしてください。
学 校 教 育 課 長	児童生徒の適切な就学先について、医師の診断書をもとに、医師や専門家等の委員に諮り、ご意見をいただいて就学先の判定を行う特別支援教育推進委員会という委員会が12月に開かれました。医療的ケアの必要性についてもこの委員会で判定されます。
教 育 長	よろしいでしょうか。新入児に限らず全ての児童生徒の中で支援が必要な子どもについては特別支援教育推進委員会に諮り、医師や専門家の意見を聞き、一定の答申を出していただいています。
委 員	医療的ケアの支援内容の線引きはされているのですか。
学 校 教 育 課 長	来年度からの導入ですので、今後きちんと線引きしながら進めていきたいと思っています。

委	員	業務中、変則的なことが起こり、医師の指示が必要な時は連携が取れるようになっていきますか。
学 校 教 育 課 長		緊急時の対応マニュアル等も活用するとなっています。
教 育 長		学校看護師が都合により休む日は、派遣型の看護師にその日は来てもらうという形になるのですね。
委	員	初めて導入するので、担当者、学級担任、養護教諭等関わる方達と派遣業者等の意思の疎通を密にすることが大事だと思います。
学 校 教 育 課 長		ガイドブックも作成していますので、それを基に校内の支援委員会を開き関係者を集めて研修等進めていこうと考えています。
教 育 長		最初は周りの保護者の理解も必要ですし、当該児童の保護者とも連携し、個人情報をごくまで周りの方にお伝えするか等も確認を取って、5月の連休明けぐらいには1回目の校内医療的ケア支援委員会を開いて状況を聞くということが必要だと思います。
教 育 長		他に質問はありませんか。
委 員		異議なし。
教 育 長		追加議案議第5号宇佐市立小・中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について、議第6号宇佐市立小・中学校医療的ケアに係る看護師設置要綱の制定については承認とし、次に議第7号令和5年度（令和6年度就学分）障がいをもつ児童生徒の就学の判定結果について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長		議第7号令和5年度（令和6年度就学分）障がいをもつ児童生徒の就学の判定結果について、ご説明します。 （詳細は議案に記載）
教 育 長		何か質問はありませんか。
委 員		異議なし。
教 育 長		議第7号令和5年度（令和6年度就学分）障がいをもつ児童生徒の就学の判定結果については承認とします。次に報告第1項2月行事等の予定について各課に報告を求める。 （詳細は議案に記載）
教 育 長		何か質問はありませんか。
教 育 長		ないようですので、次回教育委員会の日程について
教 務 局		次回教育委員会の日程について、2月13日午後3時30分から25会議室で如何でしょうか。
教 育 長		2月13日午後3時30分からでよろしいでしょうか。
教 育 長		各委員に諮り確認のうえ、第12回定例教育委員会の閉会を告げる。

（閉会 午後3時25分）

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。